

愛媛県農林水産研究所視察受入要領

(趣旨)

第1条 「農林水産研究所知的財産等管理委員会設置要領（以下「設置要領」という。）に基づき、農林水産研究所の視察を希望する者（以下「視察者」という。）の受入れについて、適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(受入れの判断)

第2条 視察を受け入れる組織の長は、視察受入希望日の原則1週間前までに、視察申込書（別紙様式）の提出を受け、次により受入可否を判断する。

- (1) 受入れは原則、開所日の午前8時30分から午後5時15分の間であること
- (2) 視察希望の内容が、設置要領に係る秘匿情報に抵触しないこと
- (3) 視察目的が不正なものでないこと
- (4) 視察者が団体の場合は全員の名簿添付があること
- (5) 視察責任者が明確であること
- (6) 県外からの視察者については、公的機関等からの紹介があること
- (7) その他、組織の長が別に定める項目を遵守できること

(視察の対応)

第3条 視察に際して次のことに留意して実施する。

- (1) 組織の長が定める立入禁止区域には、視察者を誘導しないこと
- (2) 組織の長が定める写真等撮影禁止区域では、視察前に撮影禁止を徹底すること
- (3) 対応職員の指示に従わない場合は視察を中止すること
- (4) 視察者が多人数の場合は、目が届くよう十分な職員数で対応すること

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。